**2020年2月定例会代表質問原稿**　　　宮本しづえ　２０２０／２／２２

 　日本共産党宮本しづえです。日本共産党県議団を代表して質問を行います。

今年の3月11日で東日本大震災と原発事故から丸9年が経過、新年度は復興創生期間も最終年に入ります。県の発表だけでも県内外に4万人を超える避難者が先の見えない避難生活を継続、避難区域の居住率は2019年12月末で28％に過ぎず、浜通りの避難区域住民は依然として復興の道筋を描けない状況が続いています。

このような中で、安倍政権が昨年末に閣議決定した復興創生期間終了後の復興に係る基本方針は、復興庁を更に10年間延長して存続させるとしたものの、中心的事業は福島イノベーション・コースト構想の推進であり、避難者、被災県民は置き去りにされたままです。福島の復興は、何よりも県民ひとり一人の生活と生業の再建こそ土台でなければならず、県政の基本もそこに置くべきであります。見せかけの復興ではなく、県民が本当に納得できる復興の在り方を、県民とともに作り上げる努力が強く求められていると思います。

こうした大震災と原発事故に加え、昨年10月に本県をはじめ日本各地を襲った台風19号とその後の豪雨災害で、県民は生活も生業も奪われ、新たな安定した住まいの確保もできないまま新年を迎えざるを得なかった被災者は2000人に上り、自宅の二階で生活する人を含めれば、今なお元の生活を取り戻せず避難生活を続けている被災者はさらに多く、大震災、原発事故、そして台風災害と次々と県民を襲う災害の下で、被災者に寄り添い、暮らしと生業の再建、人間の復興支援こそ国政、県政の最大の役割です。

しかし、安倍政権は、昨年10月からの消費税増税で国民生活と中小業者に塗炭の苦しみを押し付けただけでなく、全世代型社会保障の名で全世代に対する社会保障の切り捨て行おうとしていることは、断じて許せません。

しかも災害対策の補正予算案の中に、アメリカからの兵器の爆買い経費の一部を盛り込み、新年度防衛費を少なく見せる姑息な手段で、不要不急の軍事費を過去最高額確保するという異常さです。

今、国民が願っているのは、災害を防止し安心安全の確保のために、河川費等の関連予算を大幅に増額すること、暮らしと生業を守るため、自然増分を含めた社会保障費を確保すること、人口減少に歯止めをかけ地域の活力を取り戻すとともに地球温暖化に取り組み、自然環境を保全するためにも、第一次産業を基幹産業にふさわしく位置付け、所得補償、価格保障を柱とする農業の振興に取り組むこと、中小企業を地域経済の主役にふさわしく守り振興させる施策に取り組むことです。まして、憲法順守義務を負う安倍首相が、憲法改悪の旗振りをするなど言語道断と言わなければなりません。

日本共産党は、1月に開いた党大会で、20世紀の世界の多くの国が植民地支配から独立して主権国家となる構造変化の中で進む、平和と人権保障の取り組みを共に前に進めること、中国については、日本が実効支配している東尖閣諸島周辺への領海侵犯を含む接続水域への入域が、昨年は延べ１０９７隻、過去最多となり、力によって自国領と認めさせようとする覇権主義的行動を繰り返し、香港の人権侵害が深刻化するなどおよそ社会主義を目指す国とは言えず、この規定は削除する、世界的な貧困と格差の拡大や地球温暖化など、利潤第一主義の資本主義の諸矛盾が資本主義体制の存続自体を問うものとなっていること、ジェンダー平等の実現を目指すこと、原発の廃止等を綱領に明記しました。こうした世界の流れに逆行する安倍政権を市民と野党の共闘で少数に追い込み、野党連合政権の実現に全力をあげる決意です。

**一、安倍政権による憲法の改定について**

桜を見る会、カジノ誘致疑惑等では、野党共同の追及に、追い込まれた安倍首相がまともな日本語にならない国会答弁を繰り返す下で、国民の怒りが大きく広がっています。しかし、安倍首相は憲法改悪を自分の手で成し遂げたいとの野望を繰り返し明言、憲法９条改定への執念をあからさまにしているおり、極めて憂慮すべき事態となっています。

しかし、立憲主義の回復を求める闘いを通じて広がった市民と野党の共闘は、安倍政権を追い詰める希望となって力強く発展しつつあります。国民が今求めているのは、憲法を変えて戦争できる国にすることではありません。

今変えるべきは憲法ではなく、憲法の全ての規定を日本の政治に生かし、国民の基本的人権を守る政治の実現ではないでしょうか。原発事故によって故郷で自由に生きる権利すら奪われ、基本的人権が踏みにじられた本県にとって、憲法に基づき個人の尊厳を守る当たり前の政治を求める要求は一際大きいものがあります。

県は、相次ぐ災害から立ち直ろうと懸命に努力する県民を支え、大企業の利益を優先し国民いじめの国の悪政から、県民の命と暮らしを守り、県民の安全と安心を最優先し、憲法が活きる県政を実現するため、広域行政機関としての役割を十分発揮するよう求めるものです。

そこで、憲法の改定に対する、知事の認識を伺います。

**二、県の新年度予算案について**

今議会に提案された新年度県予算案は、1兆4418億円、今年度比では185億円、1.3％のマイナスですが、復興関連では除染関連費用の減少等で5043億円、今年度比958億円のマイナスとなりました。

国の復興創生期間10年の最終年となりますが、国も県も福島の復興の中心にイノベーション・コースト構想を据え、復興関連事業の大部分を関連事業に費やしてきました。イノベ関連事業費が明確にされるようになって新年度で4年、この３か年に計上されたイノベ関連事業費は既に2300億円となり、新年度は更に876億円を計上、合わせると3176億円に上ります。

新年度のイノベ関連予算は、復興関連予算5043億円の実に17.3%に匹敵する規模です。県民の83.3％は知らないと答え、認知度も期待もないイノベ関連事業費にこれ程の莫大な予算を付けるのは、県民の要求とは異なります。876億円の事業費のうち707.8億円はインフラ整備で、そのうち450億円が復興関連道路の整備費です。

県全体の河川費総額が４７０億円であるのと比較しても、イノベ関連予算はあまりにも大きすぎると言わざるを得ません。

先月、共産党県議団は伝承館、水素工場、ロボットテストフィールドと３つのイノベ関連施設の現地調査を行いました。いずれも巨額を投じた施設ですが、地域の復興にどれだけ貢献する施設となるのか極めて疑問に感じてきました。

国が建設費は出しても運営費負担がなくなったら、たちまち財政上の行き詰まりに直面する危険性を危惧するものです。県の予算は、県民の要望が高い福祉関連に重点配分すべきです。

福島イノベーション・コースト構想関連事業を優先している県予算の在り方は見直すべきと思いますが、知事の考えを伺います。

**三、原発事故の対応について**

昨年の7月末、東電はようやく福島第二原発の廃炉を正式表明、オール福島の要求だった県内原発10基廃炉が実現しました。第二原発廃炉には４４年かかるとされ、第一原発の廃炉も行程通りに進捗するとはだれも考えていない、これから長期に及ぶ廃炉作業が続きますが、安全かつ確実な作業の確保は福島復興の前提であり、国、東電に対して責任ある取り組みを求めていかなければなりません。復興五輪の名で、オリンピック、パラリンピックを機に、事故も被害も終わったことにすることは、絶対に認められません。

1、増え続ける汚染水について、多核種除去設備、いわゆるＡＬＰＳ処理水の7割以上に基準値を超える核種が十分に処理されずに残っていることが明らかとなり、中にはトリチウムよりはるかに毒性の強いストロンチウムが、基準値の２万倍もあるタンクも含まれるなど、汚染水はトリチウムの問題に留まりません。

これら基準値を超える放射性物質を含む汚染水の二次処理はまだ行われていない下で、汚染水問題を処理方法が確立していないトリチウム問題に矮小化し、施設の外に放出しようとすることは許されません。

汚染水処理を検討してきた政府の小委員会が、1月末政府に提出した検討結果は、地上保管は十分な検討を行わず、海洋放出が現実的としたことは、これまで開いてきた懇談会で出された声、漁業者はじめ福島県民の声を全く踏みにじるものです。茨城県知事は2月初めこの問題で談話を発表、「これまでの関係者の努力を慮ることなく、結論ありきの取りまとめを行うことは容認できない」と述べています。

汚染水の海洋放出による漁業はじめ本県、ひいては日本の経済活動等への社会的影響は計り知れず、県民は納得していません。

多核種除去設備で処理した汚染水について、海洋へ放出せず、地上で保管するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

２、１月１７日広島高裁は、安全性が確保できていないとの理由で伊方原発３号機の再稼働差し止を認める仮処分の決定を出しました。原子力規制委員会の新規制基準に基づき、電力11社が試算した原発の安全対策費用は既に５兆円を超えさらに膨らむ見込みであり、原発は既に安い電力ではないことを証明、安倍政権が成長戦略に位置付けた原発の輸出も失敗、原発政策は完全に行き詰まっています。

原発事故の被害を受けた本県として、国に対して原発ゼロの日本を目指すことを強く求めるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

３、被災者、避難者支援について

県は、今年３月末で大熊、双葉町を除き、帰還困難区域を含めたすべての避難区域住民に対する仮設、借り上げ住宅の無償提供を終了するとしています。昨年末の報告では、まだ新たな住まいを確保する見通しが立っていない避難者が546人おられます。今回打ち切られる避難者は、まだ避難指示が解除されていない帰還困難区域で戻る家がない方々であり、これまでの打ち切りとは質的に異なります。

帰還困難区域の７０歳代のある避難者は、仕方なくいわき市に土地を求め、新たな住まいを再建しようとしたが、その矢先にその土地が水害にあい建設が困難になった、別の方法を検討せざるを得ないが、現時点では決めようがないとのことです。

来月末で応急仮設住宅の供与が終了となる帰還困難区域からの避難者に対し、供与を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

４、避難先から戻って事業を再開したが、お客が減少し営業が成り立たないと、避難先に戻ってしまったという事業者や、客の減少に対して、賠償も断られ悲観して昨年自ら命を絶ってしまった事業者がいると聞きました。賠償が継続されればそこまで追いつめられることはなかったと思います。避難事業者の事業再開がいかに困難であることか、胸が詰まる思いです。

商工業者の営業損害賠償は、追加賠償請求９００件に対して東電が和解に応じたのは昨年末で僅か２０件にすぎず、精神的賠償の追加を求めるＡＤＲの集団申し立てに対しても、東電は和解に応じず個々の個別協議に持ち込み、和解は清算条項を飲むことを条件とされる事例もあります。

昨年ＡＤＲに申立した件数の3割は初めての申立という結果が、支援センターの分析で明らかになりました。原発事故から８年以上経過し、ようやく賠償請求する余裕が出てきたという被災者も少なくないということであり、賠償で解決すべき課題は山積しています。

ところが、東電は自ら掲げた３つの誓いを投げ捨てて、賠償請求に全く不誠実な態度を取り続けています。国の原子力損害賠償紛争審査会は、１月の会議でも賠償指針の見直しには踏み込もうとしませんでした。

国の賠償指針による精神的賠償は、避難指示が継続することが前提とされ、避難指示が解除された地域の精神的賠償を打ち切ってきました。

しかし、帰還困難区域の避難指示は継続されており、本来なら精神的賠償は当然継続されなければなりません。故郷喪失慰謝料として一律一人700万円が支払われ、それで全てが終了とされてから既に6年が経過、住居確保損害の追加賠償もあまり進んでいないとききます。現在の賠償指針では対応できなくなっているということであり、指針の見直しは喫緊の課題です。

原子力損害賠償の指針を見直すよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

5、また、原子力損害賠償について、不誠実な姿勢を改めるよう東京電力に強く求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

6、来年度は復興創生期間の最終年度を迎えます。

原子力損害対策協議会の全体会議を開催し、構成団体と現状認識を共有して完全賠償を求める明確な意思表示を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

**四、福島の復興の在り方について**

１、国は、昨年末に東日本大震災からの復興・創生期間終了後復興の在り方に関する基本方針を閣議決定、9年間の取り組みの総括と、今後の取り組み方針を明らかにするとともに、福島復興特措法の見直し行うとされています。総括で欠落しているのは、県民や避難地域住民がどういう状況に置かれ、現在何で困っているか、何を求めているかの分析がないことです。避難区域の居住率は昨年末で２８％、一昨年末の２２．４％から５．6ポイントしか伸びておらず、実際の居住者数は１万２９９２人となり１年間で２２５４人の増にとどまっています。

基本方針は、帰還の促進を掲げつつ、流入人口、交流人口の拡大に力点が置かれ、帰還できない人たちは蚊帳の外に置かれています。今年の3月末で借り上げ住宅が終了する帰還困難区域の避難者は、「国も町も戻る人は支援するが、自分たちのような戻れない避難者は支援の対象ではなくなっているように思う」と述べています。

避難市町村は、「帰還の有無に関わらずどこにいても住民として支援する」と言いつづけてきました。浜通の復興を考えるとき、一番の担い手となるのは、外から入ってくる人たちではなく浜通を故郷とする避難者の皆さんではないでしょうか。

多くの避難者は、故郷への断ちがたい思いを抱きつつ、避難を継続せざるを得ない状況にあるのです。

大震災、原発事故から９年経った現在、帰還を選択していない方でも、長期的には戻りたいと希望する方もおられます。戻りたいのに戻れずに復興住宅や避難先に新たな住まいを確保した方々の率直な思いを丁寧に聞き取りする中で、取り組むべき課題も見えてくるし、自分たちは見捨てられてはいないという安心感も生まれてきます。

避難地域の復興は、避難者を含め避難地域住民の意見を聴きながら進めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

２、また、国の基本方針は浜通りの産業発展の青写真を踏まえ、イノベーション・コースト構想を軸として浜通の自立的、持続的な産業の発展をめざすとし、これに呼応する形で、県は新年度からイノベ推進室を推進課に格上げし職員も増員する計画です。

呼び込み政策で他県からの移住人口増を図るより、避難者への継続した支援こそ重視すべきです。

そこで、避難地域において、医療・介護や買い物環境など、安心して住める地域づくりに取り組んでいくべきと思いますが、県の考えを伺います。

３、基本方針では、医療、介護等各種減免について今後見直すとしており、避難区域住民からは「各種減免は命綱、これがなくなったら生活できない」と不安の声が上がっています。賠償が打ち切られ、避難先での新たな家賃の発生など、避難者の生活環境は一気に悪化しています。

国保税、介護保険料等の減免の継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

4、また、避難者への高速道路の無料措置の継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

5、イノベ構想関連事業として検討されている国際教育研究拠点について、昨年１１月に出された復興庁が主催する有識者会議の中間まとめは、新たな拠点施設の設置を前提としており、機能としてイノベ全体を統括する機関、関連する人材の育成の必要性を挙げています。

しかし、イノベ構想を統括する機関は、新たな施設を作らなければできないものではなく、ロボットテストフィールドの産学共同施設等、今ある拠点施設にその機能を付加することで補えると思います。

また、本県復興に欠かせない原発の廃炉に係る研究と人材育成については、新たな研究、人材育成が不可欠なことは当然です。それは、新たに国際教育研究拠点施設をつくるのではなく、大学の原子物理関連の教育機関を活用することが一番効率的であり、有効な人材育成の方法だと思います。

国が主導している国際教育研究拠点については、既存の施設を活用すべきであり、新たな施設整備は必要ないと思いますが、県の考えを伺います。

6、大震災と原発事故からの復興を総括する視点として、復興ビジョンの基本理念と、それに基づく復興計画を据える必要があります。震災直後の年の8月に、県が目指す復興の姿として「原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」などの3つの基本理念を掲げ、同年12月には復興ビジョンに沿って復興に向けて必要となる取り組みを総合的に示す復興計画が策定されました。さらに、各分野別の計画において、「再生可能エネルギーさきがけの地を目指す」「日本一子育てしやすい県」「全国に誇れる健康長寿の県づくり」をスローガンに掲げたことは、県民から歓迎されその実現に大きな期待が寄せられてきました。しかし、この9年間、復興計画は2度見直された結果、イノベ推進にかじを切り替え復興ビジョンの理念から遠ざかってしまっています。

復興ビジョンの実現に向け、初期の復興計画に立ち返ってこれからの取り組みを進めるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

7、今議会に、アーカイブ拠点施設、東日本大震災・原子力災害伝承館を福島イノベーション・コースト構想推進機構に指定管理委託するための議案が提出されました。53億円かけて作るこの施設は、他県と異なり大震災と原発事故という本県の複合災害の特殊性を明らかにして、実相と教訓を発信する大事な施設となります。県は、イノベ構想の情報発信の機能も持たせるので、イノベ推進機構に委託が適切と説明します。

イノベ構想が、被災者置き去りの復興を推進する機関となっている下で、伝承館が本県の復興の側面のみを伝える情報発信施設になってしまわないか懸念するとともに、イノベ推進機構への委託は、原発事故そのものに対する県の認識を表していると思います。

東日本大震災・原子力災害伝承館の指定管理者について、福島イノベーション・コースト構想推進機構の指定は見直すべきと思いますが、県の考えを伺います。

**五、台風第１９号等の対応について**

昨年１０月の台風１９号とその後の豪雨災害により、今尚多くの県民が元の生活を取り戻せずにおり、被災者の生活と生業再建の支援は引き続き県政の大きな課題です。

　県は、災害対応の検証を行っていますが、検証を今後の施策に活かすことが求められます。

1、県民は、昨年の台風災害を踏まえ、水害対策の中心である河川費を大幅に増額し、安心して住み続けられる県土づくりを一番に期待しています。

そこで、県管理河川に係る新年度当初予算はどの程度になるのか伺います。

2、災害の未然防止、とりわけ水害防止対策が急がれます。今回被災した世帯では、また同じ被害が繰り返されるのではないかと、現在地への住まいの再建を迷っています。

国は、今年度補正予算を含めた河川対策の中で、阿武隈川の防災事業に取り組む方針を明らかにし、１３５４億円の事業規模、うち本県分は1120億円で、河川に堆積した土砂の浚渫、堤防の設置、新たな遊水池の整備等の対策を講じるとしています。

国は、阿武隈川に流入する県管理河川である支流の整備も進めるとしており、県においても国と同様に河川の改修を急ぐべきと思います。

そこで、台風第19号等による災害を踏まえ、県管理河川の改修にどのように取り組んでいくのか伺います。

3、被災者への各種支援の前提となるのが災害調査に基づく罹災証明です。水害は他の災害とも異なり、一旦水に浸ったものは電気製品も衣類も殆ど使用できなくなり、生活に即困難をきたす特性があり、災害判定もこの特性を踏まえて行なう必要があります。

今回のような大規模災害では、判定作業を迅速化するため、床上浸水の深さで被害認定する簡易な方法が取られました。そのため僅か５センチ足らずで大規模半壊と判定されず、被災者生活再建支援金の対象にならない等の矛盾が各地で生じています。

また、今年度の災害から新たに支援対象となった被害程度１０から２０％未満の準半壊の判定も自治体間で大きな格差が生まれています。自治体の判定に不満であれば二次調査の申請が可能ですが、実際には二次調査によって判定が低くなってしまう懸念があるため、自治体も推奨していません。

　そこで、災害に係る住家の被害認定基準運用指針について、水害の実態を踏まえ、国に見直しを求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

4、今ある国の被災者支援制度について、被災者が制度を良く知らないために十分活用されていない問題があります。災害救助法に基づく応急修理の申請件数は、制度対象件数に対して申請件数は２割、土砂やがれき等障害物の除去は殆どなしという状況です。

住宅応急修理制度の活用について、被災者に再度周知するとともに、受付期間の延長を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

5、被災者生活再建支援金については、全壊と大規模半壊は住まいを再建しなくても基礎支援金は支給されます。この申請は対象件数に対して５割に留まっています。申請しないのは制度を知らないためと思われます。「本当に５０万円、１００万円支給されるのか」との質問を受ける事が少なくありません。

被災者生活再建支援制度の活用について、対象者に個別に周知すべきと思いますが、県の考えを伺います。

一方、基礎支援金を受けた世帯が、加算支援金を申請し支給が始まっていることは、再建を促進する上でも重要ですが、支援金が余りにも少なすぎます。

全壊と判定されても解体しなければ３００万円の限度額は支給されません。年金生活者の多くは、とても建替える余裕がなく、修繕で我慢せざるを得ないが、それでも見積もりは１０００万円近くに上る。基礎支援金、加算支援金合わせても２００万円にしかならず、消費税で100万円は消えるため、住まいの再建は厳しいと訴えています。

被災者生活再建支援金の支給限度額の引上げと半壊世帯までの支給対象の拡大を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

7、県内の農業も大震災と原発事故に加え、昨年の台風被害で大きなダメージを受けました。

河川の土砂が農地にも流れ込み、今年収穫する米の放射能汚染の懸念があります。本県の基幹作物である米について、県は新年度から避難区域を除き、全量全袋検査をやめて抽出検査に切り替える方針です。これで、５２億円から８億円に検査費用が大幅に削減できるとしていますが、本県農産物の安全安心を確保し、円滑な流通確保のうえで障害となることが懸念されています。「福島の米は検査しているから取引していたが、全量検査しないなら取引はできなくなるかもしれない」と話す米屋さんが出てきているといいます。県の検査費用削減がそこに留まらず、本県の経済活動全体に重大な影響を及ぼすとしたら、元も子もなくなります。

米の全量全袋検査は継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

8、商工業者は、消費税増税の影響を直接受けるとともに、帝国データバンクの調査では負債１０００万円以上の倒産件数が昨年は４年前の２倍に増加した報告されているように、県内の商工業者は厳しい経営を強いられている上に、昨年の台風災害が加わり、この機に商売をやめる事業者が増えています。

被災事業者が中小企業等グループ補助事業に迅速に申請できるよう支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

9、繰り返し大規模災害に見舞われた鳥取県では、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を制定し、市町村と協力して被災者を住まい、健康管理、仕事等を一体的総合的に支援する仕組みを創設し、申請を待つのではなく行政側が出かけていってその世帯に最も適した支援策を検討し実施するという考え方を取っていると伺いました。

この方法なら、申請が漏れることもなく適切な支援をより迅速に実施することができると思われます。

　被災者に寄り添った総合的な支援を行うため、条例の制定を検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

9、東日本大震災、原発事故と今回の災害で、県や市町村は、この間の自治体リストラによる職員削減で、技術職員に限らず、災害時に対応できる職員が不足、消防職員も不足、住民の安全を守るための職員体制の不足が課題となっています。

国は、ようやく自然災害への対応や公共施設の適正管理が求められる中で、都道府県が技術職員を増員し、市町村を支援する場合、その人件費を国が交付税措置するとしました。本県としてもこうした措置の活用を検討すべきです。

震災や台風災害からの復旧、復興に対応するため、県職員を増員すべきと思いますが、

県の考えを伺います。

また、市町村の職員確保について、どのように支援していくのか、県の考えを伺います。

**六、気候変動、地球温暖化対策について**

本年1月開かれた世界の政財界の指導者を集めた世界経済フォーラム、通称ダボス会議について、ある新聞は、「株主資本主義が正面から問われた会議だった」と書きました。地球温暖化が世界各地で大規模災害を引き起こす要因とされる中で、日本はその影響を最も強く受けている国だといわれます。昨年のＣОＰ２５では、世界でＣО２の排出量５位の日本が、石炭火力発電を推進していることに、二度にわたり不名誉な化石賞が送られ、国連環境計画は、日本政府に対して石炭火力発電の建設中止、既存施設の運転停止を勧告しました。

1、安価な石炭に依存する国のエネルギー基本計画の見直しを求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

2、昨年の台風では、日本の中でも本県が最も被害が大きかった県であり、温暖化対策は県民の命と財産を守るためにも本気の取り組みが求められています。

特に石炭火力発電所の中止は最大の課題です。本県は原発の増設に伴い定期検査時の電力確保対策として石炭火力発電所が増設されてきた経過があり、国内最大の石炭火発増設県となったのです。

現在の県内の石炭火発は10基、新たなＩＧＣＣ型2基が計画されています。ＩＧＣＣ型２基だけで年間１３００万トンのＣО２を排出、相馬の天然ガスによる火力発電を加えると化石燃料によるＣＯ２の増加量は2000万トンを超えます。これは、県内の年間間接排出量1785万トンをはるかに上回る膨大な量です。それだけの排出量が排出地ではカウントされず消費地の首都圏でカウントする仕組みのため、見えにくく福島県のモラルハザードが起きているのです。どこでカウントされようが、膨大な量のＣО２を福島県の大気中に排出している事実は消えません。

県内における石炭ガス化複合発電所の設置計画を福島イノベーション・コースト構想から削除し、建設の中止を事業者に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

3、原発事故に見舞われた本県は、復興ビジョンに原発に依存しない社会の形成を掲げ、再生可能エネルギーさきがけの地を目指し、2040年までに県内で消費するエネルギーの100％に相当する再生可能エネルギーを県内で生み出すことを目標に取り組んでいます。再エネは量だけでなく質的にも先駆けの地にふさわしい内容が求められます。

この間、県が量的拡大を追求した結果、大規模風力発電や、大規模太陽光発電等の再エネ施設設置をめぐり、環境破壊の懸念があると県内各地で反対運動が広がっています。

再生可能エネルギーは、地域住民共有の資源であり、その活用による利益は地域に還元させるべきという地域主導、地域循環型の再エネ開発が世界でも国内でも大きな流れです。県としても地域主導、地域循環型の再生可能エネルギー推進条例を制定すべきです。県内では、大玉村がその基本認識に立ち、１０キロワット以上の再再エネ設備設置は村に相談を求めるとともに、再エネ設備の廃棄まで責任を明確にした再エネ条例を昨年末に制定しました。村民参加の小規模再生可能エネ設備を推進するため、村独自に1キロワット当たり4万円の独自補助を実施、県補助と合わせると1キロワット当たり8万円の補助となります。

県内の住宅用太陽光発電設備の設置状況は、2017年度で４万８３００件となっていますが、これは戸建て住宅約７０万戸の件数を考慮すれば、さきがけの地を目指す本県としてはいかにも少なすぎます。現在の1キロワット当たり4万円の補助単価の増額が必要と考えます。

そこで、住宅用の太陽光発電設備及び蓄電設備について、補助金を増額して導入を推進すべきと思いますが、県の考えを伺います。

**七、県民の命と暮らしを守り、子育てを応援する県政の実現について**

1、国は、高齢化社会のため、社会保障のためと偽って消費税を導入しました。安倍政権は税率を2桁に引き上げる一方で、全世代の社会保障を削減、とりわけ、後期高齢者の医療費を2割負担にすることは到底許せません。全国の後期高齢者広域連合協議会は昨年6月、窓口負担の現状維持を求める要望書を国に提出しています。

本県は、全国に誇れる健康長寿の県を目指しています。

そこで、社会保障の切捨てを行わないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

2、昨年12月、中国から始まった新型コロナウィルス感染症が世界に広がり、日本国内の感染者は既に　　人となりました。全国のどこに感染者が出てもおかしくない状況の下で、厚労省は17日、医療機関を受診する目安を公表しました。

新型コロナウイルス感染症に関する県民からの相談や受診、ウィルス検査について、県は体制整備にどのように取り組んでいるのか伺います。

3、新型コロナウイルス感染症について、県民への正確な情報発信をすべきと思いますが、県の取り組みについて伺います。

4、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる感染症指定医療機関の設備等の整備状況について伺います。

政権与党の中から、今回の事態を口実に、憲法改悪が必要だとの論調があることは極めて危険です。今必要なことは、憲法に緊急事態条項を盛り込むことではなく、現在ある法律でしっかり対応することであり、先を見通した対策を打つこと、国民に必要な情報が正しく伝わることです。

5、医療費抑制のため安倍政権が進めているのが公立・公的病院の統廃合の押し付けです。昨年9月、全国で424、今年の見直しでは440に増加、本県では8つの病院が名指しされました。

国がこのような暴挙に出た背景には、全国のベッド数を2025年までに13万床減らすとした2016年策定の地域医療構想が、思惑通りに進まないことがあるといいます。しかし、医療機関の統廃合を言い出したのは、医療関係者が一人もいない国の経済財政諮問会議であり、安倍政権の骨太方針に盛り込まれたところにこの問題の異常さと財界言いなりの安倍政権の政治姿勢があります。

全国で怒りが広がっていますが、本県内でも8つの医療機関はもとより、地域住民、自治体からも住民の健康が守れなくなると懸念と危機感が強まっています。

先日懇談した福島市医師会も、既に風評被害が起きていると言います。全国知事会はじめ地方団体は医療人材の確保が困難になっている等の実害が起きているとして、昨年11月、国に抗議し撤回を求めました。

しかし、国は全く反省がなく、撤回どころか更に民間医療機関をも視野に入れた公的医療機関再編の検討を求めています。地域の公立や公的病院は、採算性だけでなく不採算部門であっても政策医療を担い、その地域になくてはならない重要な役割を担っており、国が勝手に実績無いと決めつけられるものではありません。

医師不足が深刻な本県を含む6県の知事が、「地域医療計画を担う医師の確保を目指す知事の会」を発足させ、連携して情報発信や政策提言に取り組むこととなったことは、重要な取り組みであり、知事の積極的な役割の発揮を求めたいと思います。

そこで、県は、県民の命と健康を守る上で大切な地域医療機関を守るため、

今回、国が示した公立・公的病院等の再編統合の撤回を求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

6、県内の地域医療体制は課題山積で、二本松市に加えて伊達市でもお産できる病院がなくなると危機感が広がっており、産科医や小児科医師の不足、手術できる医療機関が減少するなど、まさに地域医療は危機的状況になっているのです。

本県はそもそも慢性的な医師不足があり、人口10万人当たりの医師数でみると、全国平均より約800人が不足している勘定になります。ОＥＣＤ加盟国平均の比較では、人口10万人当たり医師数は2018年で350人に対し、日本は246.7人に過ぎず、約１０万人の絶対的な医師数不足がある下で、本県はそれよりもさらに少ない204.9人で全国４２位となっています。

国は、絶対的な医師不足を医師の偏在が問題であるかのようにすり替え、医師偏在指標なるものを示して医師確保計画の策定を地域医療計画に位置付けました。

県は、偏在の解消と医師数確保を一体的に行うとして4年間に446人の医師の増員を図る二次医療圏毎の計画案を示しました。

医師確保計画における県北医療圏の確保すべき医師数について、県立医科大学を別枠とした上で設定すべきと思いますが、県の考えを伺います。

7、国は医師の働き方改革も一体で進めるとしていますが、問題は医師の偏在ではなく、絶対数の不足、特に病院の勤務医をどのようにして充足させるのかです。

県は、極めて深刻な医師不足を解消するため、どのように取り組んでいくのか伺います。

8、本県の医師不足解消に向け、県立医科大学医学部の募集定員８５人を特例で４５人臨時増員し、1学年１３０人の医師養成を行っていますが、国は絶えずこの定員の削減を求めています。来年度の県立医大医学部の募集要項を見ると、増員が認められた場合の期限は２０２１年までと書かれています。このような但し書きをしているのは、その後は削減すると思われても仕方がないのではないでしょうか。

県立医科大学医学部の定員を削減すべきではないと思いますが、県の考えを伺います。

9、病室統廃合の背景には、地域医療構想通りにベッド削減が進んでいないことがありますが、地域医療構想が地域の医療実態に合わないことこそが問題なのであり、地域医療構想を地域医療ニーズに合わせて見直しを行うべきなのです。

本県においても、急性期病床は2016年の12162床を2025年までに5380床へ半分以下に削減する計画ですが、2019年3月時点では11152床と1010床の減少にとどまっているのは、医療現場が必要としているからです。

地域医療構想の見直しを行う必要があると思いますが、県の考えを伺います。

10、増加する児童虐待相談件数に対応できる児童相談所体制を作ることが求められています。２０１８年度における全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は16万件、１９９９年比で１３．７倍、県内の児童虐待相談件数は1549件です。先日福島市の中央児童相談所を視察しましたが、1970年の建設で老朽化が激しく狭あいで、一時保護所は6畳間に3人が生活しており、現在の児童の保護水準には相応しくないと感じました。

人的には、児童福祉司を2022年度までに国基準にするには22人の増員が必要です。

児童相談所における児童福祉司やその他の専門職の配置について、国の方針を先取りして進めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

11、中央児童相談所について、老朽化が激しく狭あいとなっているため、建替えを検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

12、子育て支援策として県内市町村に広がる学校給食費の補助制度は、新年度から福島市の4分の1補助を含めると34自治体となり、さらに拡大する見込みであり補助が大勢となりました。県は、市町村が判断すべきこととして、県の事業として実施する意思は依然として示そうとしないのは大変後ろ向きではないでしょうか。

県は、子育てしやすい県の実現に向け、子育て家庭の経済的負担の軽減にどのように取り組んでいくのか伺います。

13、市町村立小中学校の給食費への補助を県の制度として実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

14、放課後児童クラブの児童支援員の処遇改善も急がれますが、県内で処遇改善加算を活用する自治体が県内では非常に少なく、全国平均を下回っています。

放課後児童支援員の処遇改善を行うよう市町村に働きかけるべきと思いますが、県の考えを伺います。

**八、教育の充実について**

１、昨年の臨時国会で、公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を導入する法案が、教員はじめ教育関係者等の大反対を押し切って成立しました。

変形労働時間制は、1世紀前に世界の労働者の闘いで勝ち取った1日8時間労働制の原則を崩すものですが、日本政府はこれを定めたＩＬО1号条約を、未だに批准していません。教員の変形労働制は、1日の勤務時間を伸ばし、まとめて夏休みを取れるようにするというものです。そもそも変形労働時間制の導入は繁忙期と閑散期がはっきりしている業種に限定して認められてきたもので、毎日が繁忙期の学校にはそもそも馴染まないものです。文科省調査でも、今でも中学校は平均11時間３２分、小学校でも11時間１５分の長時間勤務が常態化しており、もっと勤務時間が長くなったら体がもたない、益々子供たちにゆとりをもって接することができなくなると、教員から怒りの声が上がっています。県も教員の多忙化解消にむけたアクションプランを策定し取り組んでいます。

1、本県における公立小中学校教員の勤務時間の現状について伺います。

2、教育現場においては、長時間勤務が常態化しています。

教員の1年単位の変形労働時間制については、条例化すべきではないと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

3、国は、公務員である公立学校教員には労使協定は馴染まないとし、県が条例化することとしており、実際の導入は市町村教育委員会や学校の意向を踏まえることになると答えています。

　そこで、教員の1年単位の変形労働時間制の導入については、市町村教育委員会や学校の意向を尊重すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

4、今教育行政に求められるのは、異常な教員の長時間労働を是正し、子どもたちに行き届いた教育を保障するため、教員定数を大幅に増員することです。日本共産党は、一昨年10年間で9万人の教員を増員し、ゆとりある教育を実現する提案を発表しました。

公立小中学校の教員定数を増やすべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

5、県立高校改革前期実施計画について、今議会に2021年度から統廃合となる小名浜高校といわき海星高校の統合、喜多方高校と喜多方東高校の統合の議案が提案されています。いずれについても、地域の理解が得られたとは言えない状況です。小名浜ではこの間４回にわたり地域懇談会が開かれて来ましたが、未だ理解と納得は得られていないと伺います。喜多方でも市長が見直しを求める要望を提出しました。このまま条例案が可決されれば、県が強権的に統廃合を行っているとの批判は免れません。

再来年度に予定されている小名浜高等学校といわき海星高等学校及び喜多方高等学校と喜多方東高等学校の統合は見直すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

次に、定時制高校のうち、保原高校を福島中央高校に統合し、夕間部にする計画です。保原からは、福島まで通学できなくなる生徒が出てくると懸念の声が上がり、福島では夕間部となると、現在働きながら学んでいる生徒たちが働けなくなる、県は生徒の経済的自立を阻害するのか、学び直しの機会を保障すべきなど、見直しを求める声が上がっています。県教委は、定時制高校が果たしている役割を十分に勘案すべきです。

そこで、保原高等学校定時制課程と福島中央高等学校は存続させるべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

**九、ジェンダー平等について**

1、いま世界的な人権意識の高まりの中で、女性も男性も個人としての尊厳を守り、基本的人権を尊重する社会の実現は世界の大きな流れとなり、ジェンダー平等は基本的人権保障として、もはや国内問題ではなくなっています。ジェンダーとは、社会がおしつける「男らしさ」「女らしさ」「男は、女はこうあるべき」という行動規範や役割分担を指し、「社会的、文化的につくられた性差」と定義されています。これは自然にできたものではなく、その時々の支配者によって政治的につくられ押し付けてきたものであり、ジェンダー平等の実現は政治課題そのものです

世界経済フォーラムが公表したグローバルジェンダーギャップ指数で、２０１９年、日本は世界の１５３か国中１２１位となり、前年の１１０位よりも更に低下しました。男性は外で企業戦士として死ぬほど働かせられ、女性は家庭を守ることが主たる役割だから賃金格差は当たり前とされ、男女の経済的格差を生む要因となってきました。

ジェンダー平等は、社会のあらゆる分野でこれまでの考え方の転換を求めています。

本県は、「福島県男女平等を実現し、男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を制定しており、条例を活かした先進的取り組みが求められます。

県は、男女共同参画社会の実現に向け、どのように取り組んでいくのか伺います。

2、県執行部の政策決定に女性の視点を入れるべきであり、女性幹部を増やす必要があります。現在は、県全体で6.2％、全国平均10％と比較しても低い状況にあります。

女性職員の管理職登用を更に進めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

3、不平等が最もわかりやすく表れるのが雇用です。県の賃金支弁職員いわゆる非正規職員の多くが女性です。

知事部局における、賃金支弁職員の女性の割合について伺います。

4、新年度からは会計年度任用職員が施行となります。

会計年度任用職員を任用するにあたり、任期等の短縮により処遇低下を招かないようにすべきと思いますが、県の考えを伺います。

5、ジェンダー平等は、リプロダクティブヘルス.ライツ、の保障を掲げています。2018年の調査によると、本県の10代女性千人当たりの中絶件数は24位と改善傾向は見られるものの、引き続き学齢期から母性保護の意識を持たせるための指導の充実が課題となっています。

そこで、県教育委員会は、公立学校において児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導にどのように取り組んでいくのか伺います。